

地域障害者職業センター一覧

障害者職業カウンセラーが配置され、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、病院、特別支援学校等の関係機関との密接な連携の下、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを提供しています。

センター名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北二十四条西5-1-1 札幌サンプラザ5階	011-747-8231	011-747-8134
北海道障害者職業センター 旭川支所	070-0034	旭川市四条通8丁目右1号 ツジビル5階	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	笠間市鯉淵6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	110-0015	台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階	03-6673-3938	03-6673-3948
東京障害者職業センター 多摩支所	190-0012	立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	252-0315	相模原市南区桜台13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市東区大山2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-413-5515	076-413-5516
石川障害者職業センター	920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュール	076-225-5011	076-225-5017
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町1-16 井門名古屋ビル4階	052-452-3541	052-452-6218
愛知障害者職業センター 豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り1-27 MUS豊橋ビル6階	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階	06-6261-7005	06-6261-7066
大阪障害者職業センター 南大阪支所	591-8025	堺市北区長曾根町130-23 堺商工会議所5階	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路4-2-4	0742-34-5335	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0821	岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル17階	086-235-0830	086-235-0831
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5階	092-752-5801	092-752-5751
福岡障害者職業センター 北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市中央区大江6-1-38 4階	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎5階	098-861-1254	098-861-1116

広域障害者職業センター一覧

障害者職業カウンセラー、職業訓練指導員が配置され、医療リハビリテーションとの連携を図りながら、職業評価、職業指導、職業訓練等の職業リハビリテーションサービスを提供しています。

センター名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
国立職業リハビリテーションセンター (中央障害者職業能力開発校)	359-0042	埼玉県所沢市並木 4-2	04-2995-1711	04-2995-1052
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター (吉備高原障害者職業能力開発校)	716-1241	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520	0866-56-9000	0866-56-7636

高齢・障害者雇用支援センター一覧

障害者及び高齢者等の雇用に関する相談・援助、給付金・助成金の支給申請の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付、啓発等の業務を実施しています。(高齢・障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの雇用支援課(東京、大阪は支援業務課及び窓口サービス課)の通称です。)

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
北海道高齢・障害者雇用支援センター	060-0004	札幌市中央区北四条西4-1 札幌国際ビル4階	011-200-6685	011-232-2720
青森高齢・障害者雇用支援センター	030-0822	青森市中央1-25-9 あおばビル中央6階	017-721-2125	017-721-2127
岩手高齢・障害者雇用支援センター	020-0024	盛岡市菜園1-12-10 日鉄釜盛岡ビル5階	019-654-2081	019-654-2082
宮城高齢・障害者雇用支援センター	980-0021	仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ13階	022-713-6121	022-713-6124
秋田高齢・障害者雇用支援センター	010-0951	秋田市山王3-1-7 東カンビル3階	018-883-3610	018-883-3611
山形高齢・障害者雇用支援センター	990-0039	山形市香澄町2-2-31 カーニープレイス山形3階	023-674-9567	023-633-3975
福島高齢・障害者雇用支援センター	960-8034	福島市置賜町1-29 佐平ビル8階	024-524-2731	024-524-2781
茨城高齢・障害者雇用支援センター	310-0803	水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル7階	029-300-1215	029-300-1217
栃木高齢・障害者雇用支援センター	320-0811	宇都宮市大通2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-610-0655	028-610-0656
群馬高齢・障害者雇用支援センター	379-2154	前橋市天川大島町130-1	027-287-1511	027-287-1512
埼玉高齢・障害者雇用支援センター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和4-5-5 北浦和大栄ビル5階	048-814-3522	048-814-3515
千葉高齢・障害者雇用支援センター	261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2901	043-204-2904
東京高齢・障害者雇用支援センター	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所5階	03-5638-2284	03-5638-2282
神奈川高齢・障害者雇用支援センター	231-0003	横浜市中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5階	045-640-3046	045-640-3047
新潟高齢・障害者雇用支援センター	951-8061	新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21ビル12階	025-226-6011	025-226-6013
富山高齢・障害者雇用支援センター	930-0004	富山市桜橋通り1-18 住友生命富山ビル7階	076-471-7770	076-471-6660
石川高齢・障害者雇用支援センター	920-0856	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ1階	076-255-6001	076-255-6077
福井高齢・障害者雇用支援センター	910-0005	福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル10階	0776-22-5560	0776-22-5255
山梨高齢・障害者雇用支援センター	400-0031	甲府市丸の内2-7-23 鈴与甲府ビル1階	055-236-3163	055-236-3161
長野高齢・障害者雇用支援センター	380-0836	長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階	026-269-0366	026-269-0377
岐阜高齢・障害者雇用支援センター	500-8856	岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル5階	058-253-2723	058-253-2728
静岡高齢・障害者雇用支援センター	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-205-3307	054-205-3308
愛知高齢・障害者雇用支援センター	450-0002	名古屋市市中村区名駅4-2-28 名古屋第二埼玉ビル4階	052-533-5625	052-533-5628
三重高齢・障害者雇用支援センター	514-0002	津市島崎町327-1	059-213-9255	059-213-9270
滋賀高齢・障害者雇用支援センター	520-0056	大津市末広町1-1 日本生命大津ビル3階	077-526-8841	077-526-8842
京都高齢・障害者雇用支援センター	600-8006	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99 四条SETビル5階	075-254-7166	075-254-7110
大阪高齢・障害者雇用支援センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル3階	06-4705-6927	06-4705-6928
兵庫高齢・障害者雇用支援センター	650-0023	神戸市中央区栄町通1-2-7 大同生命神戸ビル2階	078-325-1792	078-325-1793
奈良高齢・障害者雇用支援センター	630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6階	0742-30-2245	0742-30-2246
和歌山高齢・障害者雇用支援センター	640-8154	和歌山市六番丁24 ニッセイ和歌山ビル6階	073-499-4175	073-499-4179
鳥取高齢・障害者雇用支援センター	680-0835	鳥取市東品治町102 鳥取駅前ビル3階	0857-50-1545	0857-50-1520
島根高齢・障害者雇用支援センター	690-0887	松江市殿町111 山陰放送・第一生命共同ビル3階	0852-60-1677	0852-60-1678
岡山高齢・障害者雇用支援センター	700-0907	岡山市北区下石井2-1-3 岡山第一生命ビル4階	086-801-5150	086-801-5171
広島高齢・障害者雇用支援センター	730-0013	広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル7階	082-511-2631	082-511-2632
山口高齢・障害者雇用支援センター	753-0074	山口市中央5-7-3 山口センタービル2階	083-995-2050	083-995-2051
徳島高齢・障害者雇用支援センター	770-0823	徳島市出来島本町1-5	088-611-2388	088-611-2390
香川高齢・障害者雇用支援センター	760-0017	高松市番町1-6-1 住友生命高松ビル8階	087-813-2051	087-813-2061
愛媛高齢・障害者雇用支援センター	790-0006	松山市南堀端町5-8 オフセビル4階	089-986-3201	089-986-3202
高知高齢・障害者雇用支援センター	780-0053	高知市駅前町5-5 大同生命高知ビル7階	088-861-2212	088-861-2214
福岡高齢・障害者雇用支援センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-1-10 ORE福岡赤坂ビル5階	092-718-1310	092-718-1314
佐賀高齢・障害者雇用支援センター	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル5階	0952-37-9117	0952-37-9118
長崎高齢・障害者雇用支援センター	850-0862	長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル5階	095-811-3500	095-811-3501
熊本高齢・障害者雇用支援センター	860-0844	熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル3階	096-311-5660	096-311-5661
大分高齢・障害者雇用支援センター	870-0026	大分市金池町1-1-1 大交セントラルビル3階	097-548-6691	097-548-6692
宮崎高齢・障害者雇用支援センター	880-0805	宮崎市橋通東5-4-8 岩切第2ビル3階	0985-77-5177	0985-77-5178
鹿児島高齢・障害者雇用支援センター	892-0844	鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル11階	099-219-2000	099-219-2007
沖縄高齢・障害者雇用支援センター	900-0006	那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301	098-941-3302

事業主に対する助成措置

障害者を雇用した場合、事業主の経済的負担の軽減などのため、雇用した障害者の賃金や施設改善などに対する助成措置があり、主だったものとして以下の助成措置が挙げられます。

ただし、受給するためには、助成金の対象となる要件を満たすほか、事業主が申請期間内に適正な支給申請を行うことが必要となりますので、担当機関の窓口に早めに相談することが望まれます。

事業主に対する
助成措置

1

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）

身体障害者、知的障害者または精神障害者などの就職が特に困難な者を新たにハローワークなどの紹介により雇い入れた事業主に対して、その賃金の一部を雇い入れた日から一定期間助成することにより、雇用機会の増大を図るものです。

対象事業主

次の全ての要件を満たす事業主です。

- ①ハローワークまたは適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、身体障害者、知的障害者または精神障害者など（65歳未満の者に限る。）を継続して雇用する労働者として雇い入れ、助成金支給後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる雇用保険の適用事業主。
- ②当該雇入れの前および後6か月間において当該雇入れに係る事業所で雇用する被保険者を事業主の都合により解雇したことがないものであること。
- ③当該雇入れの前および後6か月間において当該雇入れに係る事業所において特定受給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を、当該雇入れ日における被保険者の6%を超えて離職させていないこと（特定受給資格者となる離職理由により離職した者が3人以下である場合を除く）。

助成額など

対象労働者	助成額		助成期間	
	大企業	中小企業※1	大企業	中小企業
身体障害者、知的障害者 (短時間労働者※2以外)	50万円	135万円	1年	1年6か月
身体障害者、知的障害者、精神障害者 (短時間労働者)	30万円	90万円	1年	1年6か月
重度身体・知的障害者、精神障害者、 45歳以上の身体・知的障害者 (短時間労働者以外)	100万円	240万円	1年6か月	2年

※1 ここでいう中小企業の範囲は以下のとおりです。

小売業（飲食店含）	資本または出資額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、または常時雇用する労働者が100人以下
卸売業	〃 1億円以下、または常時雇用する労働者が100人以下
その他業種	〃 3億円以下、または常時雇用する労働者が300人以下

※2 ここでいう「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいいます。

問い合わせ先

都道府県労働局、ハローワーク

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者を労働者として雇用するに当たって、障害者個々人の障害による課題に対応した施設・設備の整備や適切な雇用管理を行うための特別な措置を実施する場合に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることとしています。

<p>障害者作業施設 設置等助成金</p>	<p>障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>障害者福祉施設 設置等助成金</p>	<p>障害者を常時雇用する労働者として継続して雇用している事業主又はその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるように配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>障害者介助等助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は就職が特に困難と認められる身体障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>職場適応援助者 助成金</p>	<p>職場適応援助者による援助を受けなければ事業主による雇入れ又は雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため、職場適応援助者（機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者）を障害者を雇用している事業所に派遣して、援助を実施する社会福祉法人等又は自社の事業所に職場適応援助者を配置し、雇用する障害者に対する援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>重度障害者等 通勤対策助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者又は通勤が特に困難と認められる身体障害者を常時雇用する労働者として雇い入れるかあるいは継続して雇用する事業主、又はこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>重度障害者 多数雇用事業所施設 設置等助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を常時雇用する労働者として多数雇い入れるかあるいは継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると思われる事業主が、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>障害者能力開発 助成金</p>	<p>障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主やその団体もしくは社会福祉法人等が能力開発訓練事業のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合、障害者である労働者を雇用する事業主が、その障害者である労働者に障害者能力開発訓練事業を受講させる場合、及び障害者をグループにして事業所で就労することを通じて常時雇用する労働者として雇用されるための教育訓練の事業を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>

問い合わせ先

各都道府県高齢・障害者雇用支援センター（75 ページを参照）

障害者雇用に関わる資料

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、事業主や事業主団体の方々に対し、障害者の雇入れに当たっての工夫・改善、障害者が能力を發揮して活躍するための実践的なマニュアルや好事例集等の提供のほか、障害者雇用に関するDVD等の貸出しを行っておりますのでご利用ください。

① マニュアル、事例集等



職場定着推進マニュアル

視覚障害の特性や職場での配慮事項、先行企業の具体的な取組事例等を解説・紹介したマニュアル



視覚障害者の雇用事例集

事業主が支援機関と連携して「あんま・鍼灸・マッサージ」以外の職域拡大を目指し、「ヘルスキーパー」「事務的職業」等新しい職域の事例を紹介。視覚障害者の雇用や職場復帰のプロセスごとに受けられる支援内容を解説したマニュアル



はじめからわかる障害者雇用 事業主のためのQ&A集

障害者雇用を進めるに当たり職務の選定や労働条件の検討、職場環境の整備等について不安や悩みを抱える事業主のために、関連情報や具体的方策を30のQ&Aを通じてわかりやすく解説したQ&A集

マニュアル等の資料は、ホームページからダウンロードできます。(PDF ファイルまたは TEXT ファイル)

障害者雇用資料

検索

② 障害者雇用事例リファレンスサービス

積極的に障害者雇用への取組を行っている全国の事業所の事例をデータベースに蓄積し、「障害者雇用事例リファレンスサービス」としてホームページで紹介しています。業種や障害、事業所規模、指定するキーワード等によって雇用事例を検索することができます。

<http://www.ref.jeed.or.jp/>



③ DVD等の貸出し

障害者雇用事業所の取組をDVD・ビデオにまとめ事業主に貸し出しています。障害者が実際に働く姿や職場での具体的工夫の内容を動画でみるすることができます。貸出しの概要、リストはホームページに掲載しています。

<http://www.jeed.or.jp/data/disability/video/list.html>



① マニュアル、事例集等

- ② 障害者雇用事例リファレンスサービスについては、雇用開発推進部雇用開発課へ
TEL : 043 - 297 - 9513
FAX : 043 - 297 - 9547

③ DVD等の貸出しについては、中央障害者雇用情報センターへ

TEL : 03 - 5638 - 2792
FAX : 03 - 5638 - 2282

就労支援機器の展示・貸出し

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者の就労を容易にするための支援機器について、ホームページで紹介しています。

また、一部の機器について、一定の要件を満たす事業主や事業主団体に対して、支援機器の無料貸出しを行っています。その他、中央障害者雇用情報センターで一部の就労支援機器を展示するとともに、就労支援機器の導入や活用に関しての相談を行っておりますので、是非ご活用ください。

1 貸出しの対象となる事業主

障害者を雇用している、または雇用しようとしている事業主等（国、地方公共団体、独立行政法人等は除く）

2 貸出し期間

原則として6か月以内
※職場実習やトライアル雇用の場合も利用できます。

3 視覚障害者用の主な貸出し機器

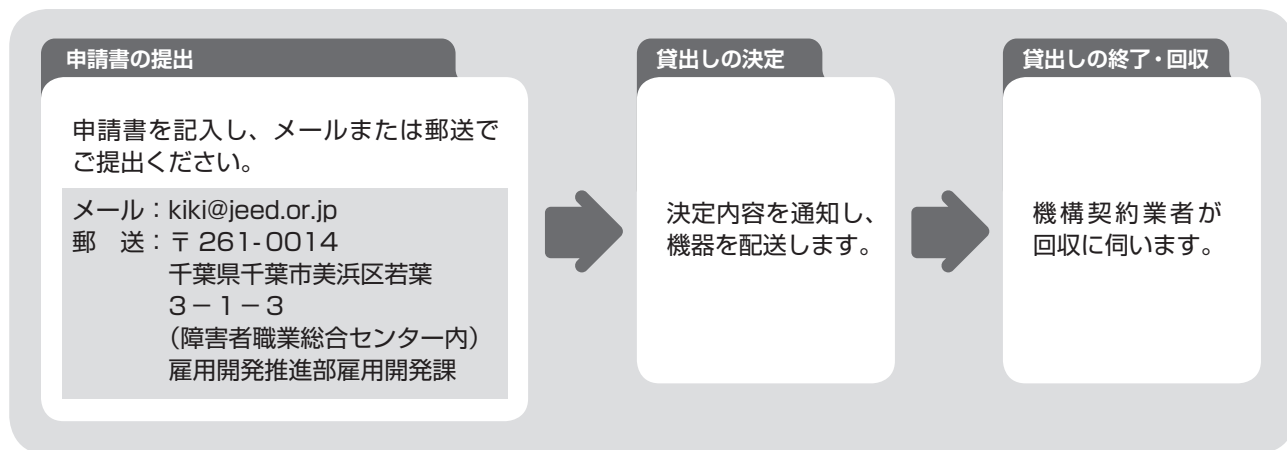
拡大読書器（卓上型・携帯型）、画面読み上げソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ、カルテ管理ソフト、名刺管理ソフト 等

※複数の機器を同時に貸出しできます。

※ソフトウェアはパソコンにインストールして貸し出します。スキャナーが必要な場合はスキャナーも貸し出します。

※貸出しの台数に限りがあります。ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

4 貸出しの流れ



就労支援機器のお問合せやお申し込みについては、下記ホームページへ

[就労支援機器](http://www.kiki.jeed.or.jp/) [検索](#)

<http://www.kiki.jeed.or.jp/>

就労支援機器の導入や活用の相談、展示については、中央障害者雇用情報センターへ

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-19-12 ハローワーク墨田5階
TEL：03-5638-2792 / FAX：03-5638-2282
メール：syougai-soudan@jeed.or.jp

「障害者雇用マニュアル コミック版 視覚障害者と働く」

改訂委員会委員名簿(五十音順 敬称略)(所属・役職は平成25年3月時点)

井上 英子	視覚障害者就労生涯学習支援センター 代表取締役
小林 英夫	株式会社JAL サンライト 総務部 シニアマネージャー
杉江 勝憲	社会福祉法人日本盲人職能開発センター 施設長
田口 京子	アサヒビール株式会社 量販統括部 副課長
(座長)寺島 彰	浦和大学 総合福祉学部教授

引用・参考文献一覧

株式会社創新社 (2006)

目と健康シリーズ No.32 「特集：ロービジョンケア」 (SKKヘルスドットネットより)

<http://www.sk-health.net/me/32/index.html>

厚生労働省 (2008)

平成18年身体障害児・者実態調査結果

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/dl/01.pdf>

国立障害者リハビリテーションセンター 職場開拓検討委員会 (2011)

**視覚障害者雇用の拡大を目指して ヘルスキーパー制度導入のための手引書
～総務・人事担当者のためのマニュアル～ (第5版)**

http://www.rehab.go.jp/Riryo/top_tebiki.htm

社会福祉法人日本ライトハウス 養成部 (1999)

視覚障害者の手引きとリハビリテーション (第4版)

東京都立文京盲学校 専攻科進路指導部 (2011)

ヘルスキーパー ～求職者、雇用者の双方にとどけたい～

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (2011)

視覚障害者の雇用事例集 ～支援機関を活用して職域拡大に取り組む～

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (2010)

視覚障害者の職場定着推進マニュアル

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (2009)

障害者の在宅勤務・在宅就業ケーススタディ ～20の多様な働き方～

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (2012)

障害者職業生活相談員資格認定講習テキスト (平成24年版)

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 (2011)

事業主と障害者のための雇用ガイド 障害者の雇用支援のために (平成23年版)

平成 25 年 4 月 1 日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります。

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、**平成 25 年 4 月 1 日から以下のように変わります。**

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成 25 年 4 月 1 日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県の教育委員会	2.0%	2.2%

障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

【企業が雇用しなければならない障害者数】

例えば… 常時雇用している労働者 120 人の企業の場合

$$120 \text{ 人} \times 2.0\% = 2.4 \text{ 人} \div 2 \text{ 人}$$

(小数点以下は切り捨て)

→ 障害者雇用率制度においては、**2人**の障害者雇用義務があります。

※短時間労働者は、1人を0.5人としてカウント。

※重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。ただし、短時間の重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

※精神障害者については、雇用義務の対象ではありませんが、各企業の実雇用率の算定時には障害者数に算入することができます。

障害者雇用マニュアル（コミック版1）

視覚障害者と働く

発行日：平成 8年3月 初版

平成 25年3月 第3版

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号

(障害者職業総合センター内)

TEL.043 - 297 - 9513 (雇用開発推進部)

TEL.043 - 297 - 9547

HP <http://www.jeed.or.jp/>